

基 発 0831 第 6 号  
平成 27 年 8 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を定め、当該教育の推進を図ってきたところである。

今般、本日公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 134 号）により、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられたことに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規定を整備する必要があることから、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針（平成 27 年 8 月 31 日付け安全衛生教育指針公示第 5 号）を別添 1 のとおり官報に公示したところである。これにより指針には、別添 2 の新旧対照表のとおり、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用される。なお、改正後の指針は別添 3 のとおりである。

については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 40 条の 2 で準用する同令第 24 条の規定により、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において改正指針を閲覧に供するとともに、事業者、関係事業者団体等に対してその周知を図り、当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

また、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について（平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号。以下「247 号通達」という。）を下記のとおり改正するので、これについても事業者、関係事業者団体等に対して周知を図るとともに、当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本指針については、別添 4 のとおり、関係業界団体に対して周知依頼を行っているが、貴局管内に存在する同団体の構成組織等に対しても、貴局からの周知を徹底されたい。

また、別添 5 により原子力規制委員会に対して通知していることを申し添える。

## 記

247号通達の記の2(2)イ①の「実施すること。」の次に、「なお、電離放射線障害防止規則第7条の2第3項で定める特例緊急作業に係る安全衛生教育については、その作業の重要性に鑑み、1年に1回、作業の方法並びに使用する施設及び設備の取扱いに係る実技に関する事項を教育すること。」を加える。

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく  
教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関  
する公示

安全衛生教育指針公示第5号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条  
の2第2項の規定に基づき、危険又は有害な業務  
に現に就いている者に対する安全衛生教育に関す  
る指針の一部を改正する指針を次のとおり公表す  
る。

平成27年8月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 1 名称 危険又は有害な業務に現に就いている  
者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を  
改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生法第60条の2第2項の規  
定に基づき、安全衛生教育指針公示第1号（平  
成元年5月22日）として公表した危険又は有害  
な業務に現に就いている者に対する安全衛生教  
育に関する指針の別表に特例緊急作業（電離放  
射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従  
事者安全衛生教育のカリキュラムを追加するも  
のである。
- 3 適用日 平成28年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー  
ジ（<http://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供  
する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康  
主務課において閲覧に供する。

◎ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針 新旧対照表

改 正			現 行
別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1～15（略） 16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育 1～15（略）  16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育			別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1～15（略） （新設）  1～15（略） （新設）
科目	範囲	時間	
1 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の整備及び連絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の方法並びに外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	3.0	
2 特例緊急作	重大事故等に対処するための機能を有す	3.0	

<u>業で使用する施設及び設備の取扱い</u>	<u>る施設及び設備の構造及び取扱いの方法</u>	
<u>3 重大事故等の事例及び関係法令</u>	<u>(1) 重大事故等及び重大事故等への対処の事例</u> <u>(2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊急作業に関する条項</u>	<u>0.5</u>
<u>計</u>		<u>6.5</u>
* <u>定期教育としては、上記カリキュラムの科目1（(2)を除く。）及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。</u>		

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（以下「危険有害業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育（以下「安全衛生教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1) 又は (2) に準ずる危険有害な業務に従事する者

2 種類

1に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

(2) 時間

原則として1日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法

とする。

### 3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

## IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

## 別表

### 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

1～15 (略)

16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

1～15 (略)

16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の整備及び連絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の方法並びに外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	3.0
2 特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	重大事故等に対処するための機能を有する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	3.0
3 重大事故等の事例及び関係法令	(1) 重大事故等及び重大事故等への対処の事例 (2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊急作業に関する条項	0.5
計		6.5

\* 定期教育としては、上記カリキュラムの科目1 ((2)を除く。)及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。



基 発 0831 第 7 号  
平成 27 年 8 月 31 日

電気事業連合会会長  
一般社団法人日本電機工業会会長  
一般社団法人日本建設業連合会会長  
一般社団法人全国建設業協会会長  
一般社団法人日本電気協会会長  
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長

】 殿

厚生労働省労働基準局長

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を定め、当該教育の推進を図ってきたところです。

今般、本日公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 134 号）により、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられたことに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規定を整備する必要があることから、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針（平成 27 年 8 月 31 日付け安全衛生教育指針公示第 5 号）を別添 1 のとおり公示しました。これにより指針には、別添 2 の新旧対照表のとおり、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。なお、改正後の指針は別添 3 のとおりです。

つきましては、同指針の内容につきまして、貴会会員事業場に対して周知いただくようお願い申し上げます。

基 発 0831 第 8 号  
平成 27 年 8 月 31 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官 殿

厚生労働省労働基準局長

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を定め、当該教育の推進を図ってきたところです。

今般、本日公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 134 号）により、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられたことに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規定を整備する必要があることから、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針（平成 27 年 8 月 31 日付け安全衛生教育指針公示第 5 号）を別添 1 のとおり官報に公示しました。これにより指針には、別添 2 の新旧対照表のとおり、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。なお、改正後の指針は別添 3 のとおりです。

つきましては、貴職におかれても、同指針の内容につきましてご理解いただき、原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のためにご協力いただきますようお願い申し上げます。

(参考)

平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号  
改正 平成 27 年 8 月 31 日付け基発 0831 第 6 号

(下線部分が改正部分)

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第 1 号）を平成元年 5 月 22 日付け官報に公示した。

本指針は、同条第 1 項の規定により事業者が危険又は有害な業務に現に就いている者に対して行う安全衛生教育（以下「安全衛生教育」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等について定めたものである。

については、事業者又は関係事業者団体等に対して本指針の周知を図るとともに、下記に留意のうえ当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 趣旨

我が国における労働災害の動向をみると、社会経済情勢の変化、とりわけ、技術革新の急速な進展に伴い新たな型の災害が発生している例が多くみられる。これには、新たな技術等の危険性又は有害性に関する安全又は衛生の教育が徹底していないことがひとつの原因となっている。また、一方で技術革新等は、労働災害を防止するうえで有効な技術や手法を開発しつつあり、これらを積極的に活用していくことも今後ますます重要なこととなってきている。

技術革新の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化は労働者の職場における安全と健康の確保に少なからぬ影響を及ぼすものであるが、これらに適切に対応できるよう安全衛生管理体制の整備及び安全又は衛生に関する教育の充実をはじめとする事業場における安全衛生水準の向上を図る必要がある。

安全衛生教育は、事業場において危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、これらの状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与することにより当該事業場の安全衛生水準の向上をめざすものである。

本指針は、事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）が安全衛生教育を実施し、又はその機会を付与する場合に必要な事項を定めたものである。安全衛生教育の実施者は、本指針の趣旨を踏まえ労働災害の動向、技術革新の進展等に対応できるよう適切かつ有効な教育の実施に努めなければならない。

### 2 教育の対象者、種類

#### (1) 対象者

指針のⅡ、1、(3)の「(1)又は(2)に準ずる危険有害な業務に従事する者」は、

(1) 又は(2)以外の危険有害な業務であって現に存するもの又は技術革新の進展等に伴って新たに生ずるもののうち、労働災害の発生状況等を勘案して安全衛生教育の必要性が(1)又は(2)の業務と同等の業務(具体的にはタイヤ空気充填業務等)の従事者をいうものであること。

## (2) 種類

イ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育は、基本的には技術革新の進展等に対応して労働災害の防止に関して新たに付与すべき知識等が生じた場合に実施するものである。この場合の実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、その確実な実施を確保する観点から、次の①及び②により実施時期をある程度特定し実施することとしたものであること。

なお、これら以外の場合においても、事業者は必要に応じ、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全衛生教育を実施することが望ましいこと。

### ① 当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面5年とし、指針に示したカリキュラム(以下「学科教育」という。)により実施すること。なお、電離放射線障害防止規則第7条の2第3項で定める特例緊急作業に係る安全衛生教育については、その作業の重要性に鑑み、1年に1回、作業の方法並びに使用する施設及び設備の取扱いに係る実技に関する事項を教育すること。

### ② 当該業務従業者の取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育

この「場合等」には、取り扱う機械設備等の操作方法及び作業方法が大幅に変わった場合並びに操作方法の誤りに起因して労働災害を発生させた場合が含まれること。操作方法の変更等があった時には学科教育に加え、運転操作方法及び点検整備等の実技に関する事項(以下「実技教育」という。)により実施すること。なお、随時教育を実施した場合には、定期教育を実施したものとみなして取り扱うものとする。

ロ 資格等の取得後概ね3年を超えて初めて当該業務に就く者、概ね5年を超えて当該業務から離れ、再び当該業務に就く者に対しても随時教育に準じた教育を実施することが望ましいこと。

## 3 安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師

安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師については、教育の対象者ごとに別途示すこととするが、指針の基本的な考え方は次のとおりであること。

### (1) 内容

イ 学科教育の内容は、危険又は有害な業務の種類に応じ異なるが、基本的には、最近の機械設備・作業の特徴、作業の安全化又は作業環境・作業方法の改善及び健康管理、機械設備の取扱いと点検及び災害事例とその防止対策とした。なかでも、災害事例とその防止対策を重点と考えていること。

ロ 取り扱う機械設備が新たなものになる場合には、学科教育に加え、実技教育を実施することとしたところであるが、この実技教育については労働災害の発生状況、技術革新の進展等を勘案して必要に応じ実施すべきものであること。

### (2) 時間

学科教育の時間は、広く教育の機会を付与することと、教育の効果等を勘案して、1日程度としたこと。

### (3) 方法

学科教育の方法としては、例えば最近の機械設備の特徴及びその取扱いと点検並びに作業の特徴に関する教育内容については、ビデオ、OHP等を用いた視聴覚教育、災害事例とその防止対策に関する教育内容については、シートを用いた事例研究等があること。また、教材については、原則として教育内容の全般にわたるテキストを用いることとするが、上述の教育方法に応じた各種適切な補助教材（シート、ビデオ、スライド等）を併用することが効果的であること。

### (4) 講師

安全衛生教育の適切な実施には、講師が特に重要な位置を占めており、その人材の養成と確保が必要である。

このため、安全衛生教育を実施する安全衛生団体等は、原則として研修等の実施により人材の養成を図り、特に地域に配慮した人材の確保に努める必要があること

事業者自らが行う教育の講師についても、同研修等の修了者を活用することが望ましいこと。

なお、「教育技法についての知識及び経験」とは、具体的には、教育の対象者、教育の内容等に応じた教育方法の選択、教材の作成又は選定、講師間の調整等教育実施前の準備、教育の実施並びに教育実施後の効果の評価方法に関する知識及び経験をいうものであること。

## 4 推進体制の整備等

### (1) 実施計画等

安全衛生教育の実施者は、安全衛生教育が危険又は有害な業務に従事する者にとって、当該業務を通じた計画的な教育となるよう対象者の把握、実施時期の選定等に努めるべきである。このため、安全衛生教育の実施者には、実施責任者を選任させ、教育の対象者及び種類、実施時期・場所、教育の方法、教材及び講師、受講予定者又は受講予定者数、修了証の様式等についての実施計画を作成させることとしたこと。安全衛生団体等が実施する場合には、この他、受講料を含めた実施計画の作成が考えられること。

なお、安全衛生団体等が安全衛生教育を実施する場合には、当該団体等の所在地を管轄する都道府県労働基準局長は別紙様式第1号及び第2号により、安全衛生教育の実施計画及び実施結果の報告を求めることとする。

### (2) 安全衛生団体等の具備すべき要件

安全衛生教育を実施する安全衛生団体等は、教育の対象者及び種類ごとに別途示すもののほか、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及びその支部、指定教習機関又は公益法人であって、かつ、次の要件を具備しているものであることが望ましいこと。

イ 労働災害の防止を事業の目的としていること。

ロ 実施責任者が選任されていること。

ハ 講師及び教材が適切であり、かつ、必要数確保されていること。

ニ 教育に必要な機械、設備、施設等が確保されていること。

ホ その他当該教育を行うに必要な事項が確保されていること。

(2) 事後措置

- イ 事業者は安全衛生教育の修了者について、台帳等により個人別に教育歴を記録し、継続して管理すること。
- ロ 安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了証を交付すること。
- ハ 事業者又は安全衛生団体等は、修了試験、アンケート調査等により教育効果の把握に努めるものとする。

5 その他

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育カリキュラムについては、引き続き必要性の高いものから順次公表することとしていること。